

# 阿波市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

## 1. 募集人数

21人（区域及び定数は「別表」のとおり）

## 2. 任用期間

委嘱の日（令和8年10月上旬）から令和11年9月30日まで

## 3. 身 分

阿波市の特別職の非常勤職員

## 4. 職務内容

- (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定にかかる業務
- (2) 担い手への農地の利用調整やマッチング
- (3) 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- (4) 農家への声かけによる意向把握
- (5) 遊休農地の発生防止・解消の推進など

## 5. 推進委員報酬

204,600円（年額）

## 6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方とします。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により推進委員との兼職が禁止されている職にある者

## 7. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により阿波市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

※ 個人による推薦の場合は、「推薦をする者」の欄に必ず農業者等3名以上が連名してください。

※ 農地利用最適化推進委員と農業委員の候補者に同時になることや複数の区域において農地利用最適化推進委員の候補者になることはできませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。また、複数の区域を兼務することもできません。

(1) 推薦及び応募様式

- ・農業者等（個人）が推薦する場合 【様式第1号】
- ・法人又は団体が推薦する場合 【様式第2号】
- ・自ら応募する場合 【様式第3号】

(2) 書類の入手方法

提出書類は、阿波市農業委員会窓口及び各支所に備えるほか、阿波市ホームページからもダウンロードできます。

(3) 受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

① 持参による提出

平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

② 郵送による提出

受付期間内に必着するものとします。※ 消印有効ではありません。

## 8. 選考方法

必要に応じて、阿波市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行います。

なお、選考結果は候補者全員に文書で通知します。

## 9. 推薦及び応募状況等の公表

受付期間中の中間及び期間終了後に、阿波市のホームページ等で、提出された推薦申込書及び応募申込書の住所、生年月日、電話番号を除いた記載事項を公表します。

## 10. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市農業委員会事務局 電話 0883-36-8751

別表（農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数）

区域名	区域の詳細	定数
一条区域	西条・五条	2人
柿原区域	柿原	2人
御所区域	高尾・吉田・宮川内	2人
土成区域	秋月・水田・浦池・成当・郡・土成	3人
八幡区域	切幡・山野上・八幡・伊月・大野島	2人
市場区域	市場・香美・尾開・興崎	2人
大俣区域	上喜来・大俣・犬墓・日開谷・大影	2人
久勝区域	平川原南・平川原北・下喜来・下喜来南・勝命・勝命北・清原・西清原・谷島北・谷島・南谷島・王地・王地南・庚申原・新開・大原・寺サコ・大坪・大道南・天西山・井出口・山王・山尻・下原・早田・北ノ名・伊勢・川添・本町・本安・四歩一・勝行・稲荷・安政・大次郎・久原・森沢・野神・伊沢市	2人
伊沢区域	伊沢谷東縁・真重・引地・亀底・北久保・立割・広野・糸下・芋場・姥ヶ懐・鳶谷・北内谷南・明地谷・大久保・谷口・柏谷左右・西ノ岡・山ノ神・梅ノ東・梅ノ木原・八丁原・南五味知・北五味知・東柴生・西柴生・南柴生・北柴生・東原・北原・岡地・網懸・中原・丸山・西原・大道北・伊沢田・前島・元町・小倉・真福寺・西正広・東正広・北正広	2人
林区域	寒風・棚ヶ窪・廿町・北山・中長峰・西長峰・東長峰・植桜・北岡・岩津・乙岩津・西島・南西谷・北西谷・東整理・西整理・南整理・北整理・赤坂・桜ノ岡・十善地・医王寺・東条・日吉谷・王子川・馬場・梅川内・松川内・五明・善地・中坪・高垣・居屋敷・川久保・三本柳・中州・西林・中川原・東川原・東村・東島・南川原	2人
合 計		21人